

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

見直し対象のカテゴリー一覧

No.	カテゴリー	無効化される根拠規定（注）
1	ダイヤモンド	商業大臣規程 2018 年第 11 号
2	セラミック	商業大臣規程 2018 年第 10 号
3	硝子シート	商業大臣規程 2018 年第 9 号
4	プラスチック原料	商業大臣規程 2018 年第 8 号
5	冷蔵システムを用いた製品	商業大臣規程 2018 年第 18 号
6	特定の製品	商業大臣規程 2018 年第 87 号
7	複合機、コピー機、カラープリンタ	商業大臣規程 2018 年第 14 号
8	真珠	商業大臣規程 2018 年第 3 号
9	セメント・クリンカーおよびセメント	商業大臣規程 2018 年第 7 号
10	潤滑剤	商業大臣規程 2018 年第 19 号
11	トウモロコシ	商業大臣規程 2018 年第 21 号
12	サッカリン、シクロマツトおよびアルコールを含む香気性物質の混合物、調製品	商業大臣規程 2018 年第 29 号
13	ハンドツール（手動工具）	商業大臣規程 2018 年第 30 号
14	水産物	商業大臣規程 2018 年第 66 号
15	中古資本財	商業大臣規程 2019 年第 76 号
16	動物および動物製品	商業大臣規程 2019 年第 72 号
17	園芸作物	商業大臣規程 2018 年第 44 号
18	林産品	商業大臣規程 2018 年第 82 号

（出所）商業大臣規程 2020 年第 51 号をもとにジェトロ作成

（注）商業大臣規程 2020 年第 51 号の施行時に、上記の根拠規定が無効化される見込